

# 入管から見える「外国人との共生」

高松出入国在留管理局審査部門 芳賀延寿

いま四国に求められる相談支援  
国際交流協会と外国人相談の視点から

---

NPO法人 国際活動市民中心(CINGA)  
コーディネーター 新居みどり

# 「外国人相談」とは

相談の分野 法律・教育・行政・医療

4つの分野が**からみあった**状態で寄せられる

主な内容	分野
在留資格、国籍、賃金不払い、解雇、労災、損害賠償、交通事故、遺言、相続、離婚、親権、医療過誤、企業等	法律
子どもの教育、進学、いじめ等	教育
生活保護、健康保険、年金、税金、住居、隣人トラブル	行政
こころの問題（アルコール&薬物依存、幻覚、被害妄想）等	心の医療

# 外国人相談センター/多文化共生センター



# 外国人相談事業とは

---

実施しているのは:

- (1) 国レベル
- (2) 都道府県・政令指定都市での広域相談
- (3) 自治体の外国人相談窓口
- (4) NPOなどの相談対応
- (5) 専門家相談会

# 外国人相談事業とは

---

- 在住外国人が抱える生活全般の相談に一義的に対応することができる
- 課題に応じて情報提供を行う
- 個々の相談に対応できる組織・機関につなぐ

# 外国人相談事業の限界

---

外国人相談は2つの種類

## ■外国人相談

日常的に継続的に会う人びとの間で行われる相談

(例 国際交流協会、日本語教室、保育園、職場など)

## ■外国人相談事業

組織によって施策・事業として行われる相談

(例 自治体など)

# 国際交流協会とは

## 設立背景

■1977年 (財)神奈川国際交流協会(現 かながわ国際交流財団)が日本で初めて設立される

■1986年 自治省は「国際交流プロジェクト構想」を発表、翌87年には「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」

■1988年 竹下内閣のふるさと振興1億円政策により、ユニークな国際交流事業が行なわれ、この交付金を基金として更に多くの国際交流団体が設立された。また、この時期は姉妹都市提携の数も過去最高を記録した。

参考)

自治体国際化協会『地域国際化協会のあり方に関する調査研究報告書』2000

自治体国際化協会『市区町村国際交流協会ダイレクトリー』2001

国際交流基金『日本の国際交流活動団体の現状』2000

## 4つの組織形態

■全国レベル / 都道府県レベル、  
・一般財団法人 自治体国際化協会  
・都道府県と政令指定都市に設置された自治体国際化協会  
例)徳島県国際交流協会 など

■市町村レベル

- ・自治体主導で設立され、有給で常勤職員を置いている、または、団体行政職員がその事務作業だけを兼務で担う団体  
市民レベルで立ち上がり、その運営もボランティアが行い、補助金のみを自治体が拠出する団体などがある。  
※有給常勤職員を配置している団体のほうがはるかに少ない。  
また職員の有無に関わらずその多くが任意団体となっている。

■市民活動

- ・団体はその約2500を超えると言われている。その80%が1970年以降に設立されており、1980年代がピークともいわれる。



# 国際交流協会の活動と外国人相談は表裏一体

---



## ポイント

- 吉野川市国際交流協会は  
何が人を惹きつけるのか
- 人と人の関係づくり
- 人のつながりと  
セーフティーネット

# 休憩

～交流ボードをご活用ください～

